

令和 5 年度 一 般 会 計 歳 出 第 2 款 9 項 2 目 12 節 委 託 費

受付
番号

種 目 番 号
—

連絡先

委託担当
緑区総務課

たんとうしゃめい
担当者名
電 話

からかま よしなり
唐鎌 佳也
930 — 2213

設 計 書

1 委 託 名 令和5年4月9日執行統一地方選挙に係る選挙公報の世帯配布委託

2 履 行 場 所 横浜市緑区内の指定地域(約30,000戸)

3 履行期間 期間 令和5年4月1日(土)から令和5年4月28日(金)まで
(ただし、配布期限は投票日2日前まで)

又は期限 期限 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 別紙仕様書のとおり

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 令和5年4月9日執行統一地方選挙に係る選挙公報(県知事、県会議員、市会議員の3選挙分)を1組に合わせた上、緑区選挙管理委員会が指定する町内、区域の各戸に配布するとともに、未着世帯への再配布を行う。

8 部分払

する (回以内)

しない

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

¥ ()

内訳業務価格

¥ ()

消費税及び地方消費税相当額

¥ ()

内訳

名称	形状寸法等	<input type="checkbox"/> 確定数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
		<input checked="" type="checkbox"/> 概算数量				
<配布>						
県知事選挙公報		(30,000)	部		()	
県会選挙公報		(30,000)	部		()	
市会選挙公報		(30,000)	部		()	
<諸経費>						
諸経費		1	式			
小計					()	
消費税					()	
合計					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

仕様書

1 件名

令和5年4月9日執行統一地方選挙に係る選挙公報の世帯配布委託

2 業務目的

令和5年4月9日執行統一地方選挙に係る選挙公報（県知事、県議員、市議員の3選挙分）を緑区選挙管理委員会が指定する町内、区域の各戸に配布するとともに、未着世帯への再配布を行う。

3 履行期限

契約締結日から令和5年4月28日（金）まで（ただし、配布期限は投票日2日前まで）

※配布期限を終了した投票日前当日であっても、選挙管理委員会から連絡があった場合には、配布漏れや再配布依頼への対応を行う。

梱包配送日 投票日の7日前（令和5年4月2日（日））（見込）

※日程が決まり次第、連絡します。

配布期限 投票日の2日前（令和5年4月7日（金））

履行期限 令和5年4月28日（金）

4 事業の概要

(1) 選挙公報について

選挙公報は、公職選挙法第170条第1項において、選挙の期日前2日までに配布することが義務付けられているため、配布漏れが発生した場合には選挙無効の原因となる恐れもある。配布の際は配布済みの箇所を把握する措置を行うことなどにより、配布漏れのないようにする。

また、他市・他区との境界付近の配布にあたっては、特に注意するなど、万全を期す必要がある。

(2) 配布対象世帯数

区内の指定された町丁や地域の30,000世帯（概算） ※配布地域は別添資料1を参照

(3) 配布期限

選挙公報の配布は、緑区内の各世帯へ投票日2日前（4月7日（金）※法令期限のため厳守）までに行うものとするただし、告示日以降期日前投票が始まるため、受領し次第、速やかに各世帯へ配布することとする。

なお、配布漏れや再配布依頼への対応として、投票日の前・当日については、即時配布できる体制を整えておくこと。

(4) 再配布

履行期間内に緑区選挙管理委員会または市民から未配布の通報や再配布の依頼があった場合、該当配布先について配布済であると思われる場合であっても、速やかに再配布を行うこと。（依頼があったから概ね2時間以内）

(5) 連絡体制

選挙公報の梱包を受領してから投票日までの期間は、土日祝日を含めて、複数名で午後8時までの待機をすること。また、緑区選挙管理委員会との連絡が可能な状態に必ずすること。

契約決定後、配布担当責任者、次席責任者の氏名、電話番号・携帯電話などを速やかに緑区選挙管理委員会へ連絡すること。

(6) 報告

各配布担当者の配布状況について、「4 事業の概要 (1)選挙公報について」のとおり、配布済みの箇所を把握するなどの措置を行い、次のとおり緑区選挙管理委員会へ書面により速やかに報告すること。書面の様式については、別途提示する。

ア 配布計画書

契約締結後速やかに、町丁別配布担当者等を明らかにした「配布計画書」を緑区選挙管理委員会に提出すること。

イ 配布状況中間報告

緑区選挙管理委員会が指定する期日に配布状況を報告すること。その際配布計画と比べて遅延している場合は、その理由を申し添えること。

(令和5年4月6日までの状況を、翌4月7日午前中までに報告となる予定)

ウ 配布状況最終報告及び委託完了報告

選挙終了後、未配布の通報や再配布の依頼への対応を行った件数を含めた配布状況及び配布世帯数を明記し、速やかに緑区選挙管理委員会あてに提出すること。なお、当該書類の提出をもって、発注者は本委託業務の完了検査を行うこととする。

5 選挙公報の受領、配布、取扱方法

選挙公報の受領、配布、取扱方法については、契約決定後速やかに緑区選挙管理委員会と次の(1)～(4)について確認すること。

(1) 受領梱包（予定）について

選挙種類	規格 (一部あたり)	1 梱包の 部数	1 梱包の 構成	1 梱包の 重量
神奈川県知事選挙	ブランケット版 (2～4頁)	(1,000部)	50部×20こま	13.25kg
神奈川県議会議員選挙	タブロイド版 (2～4頁)	(2,000部)	400部×5こま	13.25kg
横浜市議会議員選挙	ブランケット版 (2～4頁)	(1,000部)	50部×20こま	13.25kg

梱包形態については、県・市選挙管理委員会からの通知により決定し次第、緑区選挙管理委員会から受託者あてに連絡をすることとする。

(2) 選挙公報梱包の配送について

原則として、緑区選挙管理委員会が指定する倉庫（市外の場合あり）まで選挙公報を引取りに来ること。引渡しの際には配送部数全体を1度に引き渡すため、1度で引き上げられるだけの車両台数を確保するものとし、引取りに用いる車両は積荷の紛失や荷崩れ、落下防止のため、荷台に屋根

が付いているものを用意すること。

なお、引渡しの時間については緑区選挙管理委員会が指定する時間以外には指定できないものとする。

また、引取り部数を把握しており、複数車両での引取りをする際には各車両への集積部数等の指示を出せる者が引取りに立ち会うこと。

※ 受託者と協議のうえ、緑区選挙管理委員会が認めた場合は受託者の指定する場所に選挙公報を配送する方法に変更する可能性もあります。

(3) 配布前の仕分けについて

神奈川県知事選挙、神奈川県議会議員選挙、横浜市議会議員選挙をそれぞれ1部ずつ計3部を1セットとして組み、組み上げたセットを世帯に配布すること。

※ 県知事、県会議員、市会議員の3選挙のうち無投票などの理由で選挙公報が発行されない場合、その選挙を除いた選挙公報を組み、配布すること。なお、選挙公報が発行されなかった選挙の公報配布部数は0として計算して請求すること。

(4) その他

選挙公報の受領、配布、取扱方法について、ここに定めのない事項については、緑区選挙管理委員会と協議し、その指示に従うこと。

6 配布にあたっての留意事項

- ・他のチラシとの折り込みは厳禁とする。
- ・悪天候の場合には、ビニールを被せる等、配布に際し汚損しない工夫をすること。
- ・原則として各世帯の郵便受けに配布する。二世帯住宅などで複数世帯が居住していることが明らか
な場合には、世帯数に応じた部数を投函する。郵便受けが複数ある場合にはそれぞれに投函する。
- ・戸建て住宅に事業所があり、そこに居住者がいないと明らかでない場合は原則として投函する。
- ・管理人が常駐しているマンション等は、原則として声掛けをしたうえで配布すること。
- ・各世帯の住宅に郵便受けがない場合は、ドアの隙間など投函できるところから配布する。
- ・マンションなどの1階に集合ポストがある場合はその場所に投函する。ただし、管理人及び区選挙
管理委員会から配布場所の指示がある場合は、その指示に従うこと。
- ・マンションに集合ポスト、戸別郵便受けがない場合は、ドアの隙間など投函できるところから配布
する。
- ・当該地域の地図を用いて配布個所をチェックしながら配布を進めること。
- ・緑区選挙管理委員会から各世帯配布用に届け先の氏名、住所、電話番号などの個人情報を紙媒体、
電子媒体などにかかわらず受理した場合は、使用后、速やかに返却すること。
- ・ボールペン、鉛筆など、その他一切の筆記用具で、選挙公報にチェックをつけるなどの記載は不可
とし、汚損があるものについては配布しないこと。

7 その他

- ・ 事件・事故等が発生した場合には、緑区選挙管理委員会に直ちに報告し、迅速にその指示に従うこととする。
- ・ 選挙期日後は、配布物の残部を再資源化等、適切に処分すること。
- ・ ここに定められていないことは、両者協議のうえ、決定する。

町の全域	配布世帯数※
東本郷町	8
東本郷一丁目	612
東本郷二丁目	451
東本郷三丁目	792
東本郷四丁目	1,251
東本郷五丁目	1,055
東本郷六丁目	1,984
台村町	2,388
新治町	1,279
三保町	6,745
青砥町	2,195
長津田一丁目	1,085
長津田二丁目	1,967
いぶき野	2,444
北八朔町	4,413
西八朔町	1,193
計	29,862

※令和4年10月1日現在の住民基本台帳から算出